

## 彦根市地籍調査事業（2項委託）入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項および第10条第2項の規定に基づき本市が実施する地籍調査事業（2項委託）（以下「調査事業」という。）を委託する事業者を選定するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく入札参加資格を定めて行う条件付一般競争入札を実施することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号。以下「契約規則」という。)その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札の方法）

第2条 前条の規定による調査事業の委託に係る入札(以下「調査事業の入札」という。)は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格に関する事項を事前に審査する入札(以下「事前審査入札」という。)または入札後に落札候補者(予定価格以下(最低制限価格を設けた場合は、当該最低制限価格から予定価格までの範囲内)の金額で入札した者をいう。以下同じ。)の入札参加資格に関する事項を審査する入札(以下「事後審査入札」という。)のいずれかの方法により行うものとする。

2 調査事業の入札は、契約規則第10条の2に規定する郵便入札の方法によることができる。

（入札の公告）

第3条 市長は、調査事業の入札を実施しようとするときは、契約規則第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 調査事業の概要

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札参加資格）

第4条 調査事業の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 前条の規定による公告(以下「公告」という。)の日において彦根市入札参加資格者名簿に、測量および建設コンサルタント等業務の「測量業務」で登載されていること。

(2) 滋賀県内に本店、支店または営業所を有していること。

(3) 次のアまたはイのいずれかに該当する者を主任技術者として調査事業の業務に配置することができること。ただし、当該主任技術者は、公告の日において、調査事業の入札に参

加しようとする者と3箇月以上直接の雇用関係が継続しているものでなければならない。

ア 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第4条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者または土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第43条の2の3第1項に規定する土地改良換地士資格試験もしくは土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第62条第1項に規定する土地区画整理士技術検定に合格した者

イ 測量法(昭和24年法律第188号)第49条第2項の測量士名簿に登録されている者で、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第3条第2号に規定する地籍測量その他の用地測量について十分な知識と経験を有しているもの

(4) 受託監督者及び受託検査者として、地籍調査に係る法令の趣旨を理解し、地籍調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者で、かつ次のアからウのいずれかに該当する者を調査事業の業務に配置することができること。ただし、当該受託監督者及び当該受託検査者は、公告の日において、調査事業の入札に参加しようとする者と3箇月以上直接の雇用関係が継続しているものでなければならない。また、受託監督者は主任技術者以外の者とし、受託検査者は主任技術者及び受託監督者以外の者とする。

ア 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍工程管理士の資格を有する者

イ 一般社団法人日本国土調査測量協会の認定する地籍調査管理技術者の資格を有する者

ウ 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍主任調査員の資格を有する者

(5) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 手形交換所により取引停止処分を受けている者その他経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(事前審査入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第5条 事前審査入札による調査事業の入札に参加しようとする者は、公告で指定する期限までに、彦根市地籍調査事業入札参加申請書(別紙様式第1号。以下「参加申請書」という。)に、次の資料を添えて、公告で指定する場所に提出するものとする。

- (1) 前条第3号の要件に係る主任技術者の健康保険被保険者証、社会保険標準月額決定通知書等直接の雇用関係が継続していることを証する書類の写し
  - (2) 前条第3号アに該当する主任技術者を雇用する者にあつては、当該主任技術者が同号アに規定する資格を有することまたは試験もしくは検定に合格したことを証する書類の写し
  - (3) 前条第3号イに該当する主任技術者を雇用する者にあつては、測量士の登録証明書等当該主任技術者が測量士名簿に登載されていることを証する書類の写しおよび境界確認に伴う用地測量または地籍調査の業務実績を説明する書類
  - (4) 前条第4号の要件に係る受託監督者及び受託検査者の健康保険被保険者証、社会保険標準月額決定通知書等直接の雇用関係が継続していることを証する書類の写し
  - (5) 前条第4号アからウに該当する受託監督者及び受託検査者を雇用する者にあつては、当該受託監督者及び当該受託検査者が同号アからウに規定する資格を有することまたは試験もしくは検定に合格したことを証する書類の写し
- 2 事前審査入札による調査事業の入札に係る入札参加資格の審査は、契約担当課が行うものとする。

(事後審査による競争入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第6条 事後審査入札による調査事業の入札に参加しようとする者は、公告で指定する期限までに、参加申請書に市長が指定する資料を添えて、公告で指定する場所に提出するものとする。この場合において、参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

- 2 事後審査入札による調査事業の入札に係る入札参加資格の審査および落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。
- 3 入札執行者は、入札が終了したときは、速やかに落札候補者のうち最も低い金額で入札したもの(以下「第1順位の落札候補者」という。)に対し、彦根市地籍調査事業入札参加資格確認申請書(別記様式第2号)および前条第1項各号に掲げる資料その他の入札参加資格の確認に係る書類(以下これらを「確認書類等」という。)の提出を指示するものとする。
- 4 第1順位の落札候補者は、前項の規定により提出の指示を受けた日の翌日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、確認書類等を契約担当課に直接持参により提出するものとする。この場合において、第1順位の落札候補者が当該期間内に確認書類等を提出しないときは、その者のした入札は、無効とする。
- 5 契約担当課は、第1順位の落札候補者が確認書類等を提出したときは、第4条に規定する入札参加資格の要件を満たしているか否かの審査を行うものとする。この場合において、当該

審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていないときは、その者のした入札は無効とする。

6 前2項の規定により第1順位の落札候補者の入札が無効になったときは、当該入札の次に低い金額で入札した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について入札参加資格の審査を行うものとする。次項において準用する前2項の規定により次順位の落札候補者の入札が無効になったときも同様とする。

7 前4項の規定は、次順位の落札候補者について入札参加資格の審査を行う場合について準用する。

(入札参加資格不適合者の通知等)

第7条 市長は、第5条第2項および前条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の審査の結果、入札参加資格が無いと決定した者に対し、理由を付して、その旨を彦根市地籍調査事業入札参加資格確認通知書(別記様式第3号)により、通知するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた者は、当該通知書に定める期限までに、書面により、その理由について市長に説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(設計図書の配布等)

第8条 入札に付する当該調査事業の仕様書、設計書および図面等(以下「設計図書等」という。)は、公告に定めるところにより、市長が指定する場所において、有償または無償で配布するものとする。

2 設計図書等は、公告に定めるところにより、市長が指定する期間および場所において閲覧に供するものとする。

3 調査事業の入札に参加しようとする者は、公告に定めるところにより、設計図書等について、彦根市地籍調査事業入札質問書(別記様式第4号)により質問をすることができるものとする。

4 市長は、前項の規定により質問書の提出があったときは、質問の内容および当該質問に対する回答を掲示その他の方法により公表するものとする。

(提出された資料等の取扱い)

第9条 調査事業の入札に参加しようとする者から提出された入札参加資格に関する資料は、返還しない。

2 市長は、前項の資料およびその内容を公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、調査事業の入札の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

付 則

この要領は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。